

令和 3 年

第 8 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第8回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年8月10日（火曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中17名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

*新型コロナ感染防止対策のため出席を求めています。

5 議事

- ・報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第26号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第28号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 2 名の欠席で定足数に達していますので、会議規則により第 8 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。

それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。今回も新型コロナ防止対策として農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮願って総会を開催しております。ワクチンの接種も進んでおり今しばらくの辛抱だと感じております。また、今月の下旬に農地パトロールを計画しておりますのでご協力をお願いします。

それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 14 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 14 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 6 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 6 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 5 件、利用権の設定 51 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 5 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、7 番委員、8 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 9 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 9 号の 14 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 14 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 9 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 9 号を終わります。続きまして、議案第 26 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 6 件、4 条 2 件、5 条 6 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 26 号農地法第 3 条による許可申請の 6 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 6 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条6件は決定します。

つづきまして、第4条2件、第5条6件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第26号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の6件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。

順位1番から6番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 4条については、事務局より説明願います。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北へ、約3.1kmのところになります。申請面積は2,355㎡で、田を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR波野駅から北西へ、約1.4kmのところになります。申請面積は2,132㎡で、原野を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、現地においては、50年を越す杉山となっており、始末書が添付されております。

議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた1番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

1番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ約1.3kmのところ。申請面積

は337㎡の敷地に、個人住宅（建築面積92.74㎡）を建設するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の第1種農地となりますが、集落接続のため転用は可能です。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、内牧支所から東に約4.4Kmのところになります。申請面積542㎡の敷地に、個人住宅（建築面積119.24㎡）を建設するものです。農地区分は、宅地に囲まれた、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から北西に約510mのところになります。申請面積2,996㎡の敷地に、建売住宅8棟（建築面積873.40㎡）と通路を計画するものです。農地区分は、第1種農地となりますが、集落接続のため転用は可能です。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から東へ、約4.4kmのところになります。申請面積は、1635.67㎡で、畜舎（建築面積495㎡）と堆肥舎（建築面積210㎡）（合計建築面積660㎡）を計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地となります。農業用施設なので転用は可能です。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から東へ、約2.2kmの国道212号沿線になります。申請面積は2990.25㎡の敷地に、コンビニ（建築面積231.11㎡）及び駐車場を計画するものです。農地区分は、第1種農地となりますが、主要道路沿いで、自動車の運転者が休憩できる空間を備えているコンビニについては、例外的に転用は可能です。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から北へ、約530mのところになります。個人住宅を立替する際に敷地の一部が農地であったため、申請面積23㎡の敷地を宅地拡張するものです。農地区分は、第2種農地となります。始末書が添付されています。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、
ございませんか。

(発言なし)

議 長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

1 2 番委員 順位2番の案件について質問します。使用貸借権が永年となっておりますが、
使用使用貸借を永年にする何か理由がありますか。

事務局 この案件につきましては、親子間の土地の貸し借りになります。申請人の申
し出により永年となっております。

1 2 番委員 わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。

1 3 番委員 順位5番について、現況は道路より低い土地だと思うのですが、盛土を行う
ですか。

事務局 道路並みに盛土を行ったうえでの、店舗の建設となります。

1 3 番委員 わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。

1 2 番委員 この許可判断の理由を今一度、お願いします。

事務局 この案件については、主要道路国道212号沿いで、自動車の運転者
が休憩できる空間を備えているコンビニについては、例外的により転用は可能
な施設となっております。コンビニの他にはガソリンスタンドや自動車修理施
設等が例外的に認められて施設となっております。

1 2 番委員 わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可
相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法4条2件、5条6件は決定します。

これで議案第26号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第27号所有権移転の5件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業
経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から5番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきまし
ては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第27号の所有権移転について何か質問はありませんか。

1 2 番委員 毎回単価について、反当りの単価について質問がでますので、基盤整備の
水田かそうでないかを明示していただけないでしょうか。

事務局 わかりました。次回より記載したいと思います。

議長 他に質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転5件は決定します。

議長 次に議案27号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第27号2番の利用権設定の51件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位51番までの、賃貸人、借借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第27号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定51件は決定します。

議長 次に議案27号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第27号3番の使用貸借権設定の2件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位2番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第27号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定の2件は決定します。

これで議案第27号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第28号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から5番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委

員と11番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案28号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案28号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第8回総会を閉会いたします。